

令和 6 年 度

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合

市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算審査意見書

御 所 市 監 査 委 員

監 査 報 告 第 8 号

令和 7 年 8 月 1 2 日

御所市長 山 田 秀 士 様

御所市監査委員

和 田 正 吾

生 川 真 也

令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合

市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算に関する審査意見について

地方自治法第 2 9 2 条において準用する地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により審査に付された令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第 1. 審査対象	-----	1
第 2. 審査期間	-----	1
第 3. 審査方法	-----	1
第 4. 審査結果	-----	1
1 決算の状況	-----	2
(ア) 歳入について	-----	3
(イ) 歳出について	-----	4
2 解散に伴う清算	-----	4
第 5. 審査の意見	-----	5
1 歳入について	-----	5
2 むすび	-----	6

(注) 本書に用いる比率は特別なものを除き小数点以下第 2 位を四捨五入、金額あるいは比率でマイナスのものは数字の前に△印を付した。

令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 市町村特別会計（御所市）歳入歳出に関する審査意見書

第 1．審査対象

1．特別会計

令和 6 年度 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）
歳入歳出決算

2．附属書類

令和 6 年度 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）
歳入歳出事項別明細書

第 2．審査期間

令和 7 年 7 月 2 4 日から令和 7 年 8 月 1 日まで

第 3．審査方法

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）が解散したことに伴い、その事務を継承した御所市長から提出された令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算書、同事項別明細書に関する調書について、関係諸帳簿と調査照合を行い、予算の執行状況を確認し、あわせて必要に応じて関係職に説明を求め、審査を行った。

第 4．審査結果

審査に付された令和 6 年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算書及び決算附属書類等は、関係法令の諸規定に準拠して作成されているが、計数については一部正確ではなかった。なお、審査した限りにおいて予算の執行及び解散に伴う清算手続きについては適正であることを認めた。

1 決算の状況

(1) 奈良県住宅新築資金貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）

令和6年度における決算状況は次のとおりである。

予 算 現 額	23,979,000 円
歳 入 決 算 額	15,439,665 円
歳 出 決 算 額	15,439,665 円
差 引 額	0 円

歳入歳出差引額（形式収支額）は 0円となっており、実質収支額も同額の 0円であり

当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 0円となっている。

なお、最近2ケ年の本会計の収支状況は次表のとおりである。

（単位：円）

年 度 区 分	令和6年度	令和5年度
歳 入 総 額	15,439,665	24,948,627
歳 出 総 額	15,439,665	24,948,627
歳 入 歳 出 差 引 額	0	0
翌 年 度 へ の 繰 越 額	0	0
実 質 収 支 額	0	0
単 年 度 収 支 額	0	0

(ア) 歳入について

決算額は 15,439,665円で、予算現額 23,979,000円に対する収入率は 64.4%、調定額 281,844,462円に対する収入率は 5.5%となっている。また、前年度決算額に比べると 9,508,962円(38.1%)の減少となっている。

歳入の款別決算内容は次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分 款 別	予算現額 (A)	収 入 済 額		予算現額に 対する比較増減 (B)－(A)	前年度決算額 (C)	前年度との 比較増減 (B)－(C)
		金 額(B)	$\frac{(B)}{(A)}$			
1. 貸付金元利収入	23,969,000	15,434,665	64.4	△ 8,534,335	24,906,498	△ 9,471,833
2. 雑 入	10,000	5,000	50.0	△ 5,000	42,129	△ 37,129
合 計	23,979,000	15,439,665	64.4	△ 8,539,335	24,948,627	△ 9,508,962

第1款 貸付金元利収入

(単位：円)

予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額に 対する増減
23,969,000	281,839,462	15,434,665	0	266,404,797	△ 8,534,335

収入済額は前年度に比べると 9,471,833円(38.0%)減少している。予算現額に対する収入率は 64.4%となっており、調定額に対する収入率は 5.5%となっている。

第2款 雑入

(単位：円)

予算現額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予算現額に 対する増減
10,000	5,000	5,000	0	△ 5,000

収入済額は前年度に比べると 37,129円(88.1%)減少している。予算現額に対する収入率は 50.0%となっており、調定額に対する収入率は 100.0%となっている。

(イ) 歳出について

決算額は 15,439,665円 で、予算現額 23,979,000円 に対する執行率は 64.4% となっている。また、前年度決算額に比べると 9,508,962円 (38.1%) の減少となっている。

歳出の款別決算内容は次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分 款 別	予算現額 (A)	支 出 済 額		不用額 (A)－(B)	前年度決算額 (C)	前年度との 比較増減 (B)－(C)
		金 額 (B)	$\frac{(B)}{(A)}$			
1. 総務管理費	23,979,000	15,439,665	64.4	8,539,335	24,948,627	△ 9,508,962
合 計	23,979,000	15,439,665	64.4	8,539,335	24,948,627	△ 9,508,962

第1款 総務管理費

(単位：円、%)

予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	執 行 率
23,979,000	15,439,665	8,539,335	64.4

支出済額は前年度に比べると 9,508,962円 (38.1%) 減少している。

2 解散に伴う清算

歳出総額のうち 15,434,665円 は本市への返戻金として支出されており、残り 5,000円 は償還金、利子及び割引料として支出されており、収入済額と支出済額は同額となっている。

また、保有していた債権について、令和7年2月1日に未償還額 2,268,822円、滞納額 264,135,975円それぞれ本市に移管され、総額 266,407,797円の移管が適正に行われていることを確認した。

第5 審査の意見

1 歳入について

歳入については、下記「表A」のとおり、調定額 281,844,462円に対し、収入済額は 15,439,665円、不納欠損額は 0円となっており、差引 266,404,797円の収入未済額となっている。

しかしながら、解散に伴う清算の中で、令和7年2月1日に滞納額の 266,404,797円を含む本市へ移管すべき全ての債権が移管されており、同日時点で組合が収入すべき歳入ではなくなっていることから、下記「表B」のとおり、令和7年3月31日付の解散時点の調定額を 15,439,665円に更正し、収入未済額を 0円としたうえで決算しなければならない。

〈表A：審査に付された決算内容〉

(単位：円)

区 分 款 別	予算現額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 貸付金元 利 収 入	23,969,000	281,839,462	15,434,665	0	266,404,797	△ 8,534,335
2. 雑 入	10,000	5,000	5,000	0	0	△ 5,000
合 計	23,979,000	281,844,462	15,439,665	0	266,404,797	△ 8,539,335

〈表B：あるべき決算内容〉

(単位：円)

区 分 款 別	予算現額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 貸付金元 利 収 入	23,969,000	15,434,665	15,434,665	0	0	△ 8,534,335
2. 雑 入	10,000	5,000	5,000	0	0	△ 5,000
合 計	23,979,000	15,439,665	15,439,665	0	0	△ 8,539,335

以上のとおり、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（御所市）歳入歳出決算書の計数については、正確ではない。

2 むすび

組合が解散すると、奈良県住宅新築資金等回収管理組合市町村特別会計（御所市）に係る債権については本市に帰属することになる。

令和7年3月31日の解散に先立ち、令和7年2月1日に未償還額が2,268,822円、滞納額が264,135,975円、計266,404,797円本市に移管され、移管された債権は、すべて一般会計・諸収入で管理されているにもかかわらず、審査に付された決算書類には、収入未済額の計数が計上されており、正確ではないことが明らかとなった。

平成17年1月1日にスケールメリットを活かして、効率的に貸付金を回収するという目的で設立された組合により、効率的に回収事務が行われてきたが、滞納額が残った状態で組合が解散され、各市町村に回収の責務が戻ってくることとなった。

今後、各市町村がそれぞれで債権回収に取り組んでいくことになる。借受人の高齢化や昨今の物価高騰などの経済情勢により、ますます回収は困難を極めることが予想されるが、完済者との公平性の確保のため、借受人本人はもちろん保証人も含め、慎重かつ適正な弁済能力の調査を行い、安易に不納欠損を行うことなく、早期の回収に努められたい。